

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第22号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（人事課）	7
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（同）	8
○ 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令（職員課）	14
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	20

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第27号）

令和7年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、室及び課の組織改正

ア 総務部

(7) 総務部元町プロジェクト室を同部県庁舎整備プロジェクト室に、同部元町プロジェクト室元町再開発課を同部県庁舎整備プロジェクト室新庁舎企画課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

イ 企画部

班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 財務部

班の再編その他規定の整備を行う。

エ 県民生活部

(7) 県民生活部に文化スポーツ局を設置し、同部芸術文化課及びスポーツ振興課を同局芸術文化課及びスポーツ振興課に再編するとともに、同部に特殊詐欺等対策課を設置する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

オ 危機管理部

班の再編を行う。

カ 福祉部

規定の整備を行う。

キ 保健医療部

班の再編その他規定の整備を行う。

ク 産業労働部

班の再編その他規定の整備を行う。

ケ 農林水産部

規定の整備を行う。

コ 土木部

(7) 土木部下水道課を同部上下水道課に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

サ まちづくり部

班の再編その他規定の整備を行う。

シ 雑則

事務の共同処理について定める。

(2) 附属機関の改正

本庁の組織改正等に伴い、規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正

ア 職員健康管理センター職員診療所を廃止する。

イ 県立知的障害者更生相談所に、総務事業課を設置する。

ウ 県民局又は県民センターの事務所等に置く課の再編その他規定の整備を行う。

(4) 職制の改正

ア 本庁の組織の長として設置する職のうち、元町プロジェクト室長を県庁舎整備プロジェクト室長に再編する。

イ 本庁の組織に設置することがある職に主任監察医務専門員等を追加する。

ウ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に主任産業観光専門員又は産業観光専門員及び主任環境専門員又は環境専門員を追加するとともに、同職のうち、主任食品安全専門官又は食品安全専門官を主任衛生安全専門官又は衛生安全専門官に再編する。

エ 地方機関の組織の長として設置する職のうち、職員診療所長を廃止する。

オ 地方機関に設置することがある職に医療参事等を追加するとともに、同職のうち、こども総括監を廃止する。

カ その他規定の整備を行う。

(5) 臨時に置く組織及び職の改正

規定の整備を行う。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正

企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第27号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の7」を「第16条の8」に改め、「第70条」の右に「・第70条の2」を加え、「・第140条」を「一第140条の2」に、「第140条の2—第140条の5」を「第140条の3—第140条の6」に改める。

第5条の2第1項中「、元町プロジェクト室」を「、県庁舎整備プロジェクト室」に改め、同項の表教育課の款中「大学振興班 連携教育推進班」を「大学振興班」に改め、同表元町プロジェクト室の款中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に、「元町再開発課」を「新庁舎企画課」に改める。

第5条の4第2項第6号中「法務文書課の所掌に属するものを除く」を「迎賓館部門に関するものに限る」に改める。

第8条第22号中「県政資料館部門(歴史資料部門に限る。)」を「歴史資料館部門」に改める。

第11条の2の見出し中「元町再開発課」を「新庁舎企画課」に改め、同条中「元町再開発課」を「新庁舎企画課」に、「元町及び周辺地域の再開発」を「県庁舎再整備及び元町のにぎわいづくり」に改める。

第12条の表計画課の款中「地域政策班」を「地域創生支援班」に改め、同表SDGs推進課の款中「SDGs推進班 公民連携班」を「公民連携班」に改め、同表万博推進局の款万博推進課の項中「展示企画班」を「展示企画班 テーマウィーク班」に改め、同表デジタル戦略課の款中「スマートシティ推進班」を「地域DX支援班」に改める。

第15条第4号中「スマートシティの推進に関する」を「市町における情報通信技術の活用に係る」に、「総合調整」を「推進に関する支援」に改め、「こと」の右に「(デジタル改革課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第15条の4の表総務課の款中「総務企画班」を「総務班 企画班」に改める。

第15条の8中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に関すること。

第16条第1項中「掲げる」の右に「文化スポーツ局及び」を加え、同項の表中

芸術文化課	企画運営班 芸術文化振興班
くらし安全課	地域安全対策班 特殊詐欺対策班 交通安全対策班
男女青少年課	男女共同参画班 家庭応援班 青少年育成班 青少年指導班
スポーツ振興課	企画調整班 広域スポーツ班 スポーツ環境班 競技・生涯スポーツ班 マラソン班

を

くらし安全課		地域安全対策班 交通安全対策班
特殊詐欺等対策課		企画調整班
男女青少年課		男女共同参画班 青少年育成班 青少年指導班
文化スポーツ局	芸術文化課	企画運営班 芸術文化振興班
	スポーツ振興課	企画調整班 スポーツコミッション準備班 スポーツ環境班 競技・生涯スポーツ班 ワールドマスターズゲームズ推進班 マラソン班

に改める。

第16条の4を削る。

第16条の5第1号中「こと」の右に「(特殊詐欺等対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条を第16条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺等対策課の事務)

第16条の5 特殊詐欺等対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 特殊詐欺等詐欺被害防止施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 地域安全対策についての企画及び調整に関すること(客引き行為等の防止及び防犯カメラに関することに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特殊詐欺等詐欺被害防止に関すること。

第2章第4節中第16条の7を第16条の8とし、第16条の6の次に次の1条を加える。

(芸術文化課の事務)

第16条の7 芸術文化課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芸術及び文化に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 芸術及び文化に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (4) 県立尼崎青少年創造劇場、兵庫陶芸美術館、県立芸術文化センター及び県立美術館のうち王子分館に関すること。
- (5) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、芸術及び文化に関すること。

第17条の表防災支援課の款中「広域企画班」を「広域防災班」に改める。

第25条第11号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改め、「こと」の右に「(他課室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第14号中「の中山手分校」を「(介護福祉学科に限る。)」に改める。

第26条第4号中「及び子育て援助活動支援事業」を「、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び乳児等通園支援事業」に改める。

第29条の2の表健康増進課の款中「受動喫煙対策班 認知症対策班」を「認知症共生班」に改め、同表生活衛生課の款中「動物愛護管理班 水道班」を「動物愛護管理班」に改める。

第31条第10号中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）」に改める。

第33条中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第32号までを2号ずつ繰り上げる。

第34条第6号中「の施行」を「に基づく行動計画の作成又は変更及び医療体制」に改め、「（他課室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第38条の表総務課の款中「経理班 企画班」を「企画班 経理班」に改める。

第40条第12号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

第43条第13号中「こと」の右に「（能力開発課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第14号を削り、同条第15号を同条第14号とし、同条第16号中「こと」の右に「（能力開発課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第15号とし、同条中第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を削り、第20号を第17号とし、第21号を第18号とし、第22号を第19号とする。

第44条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 外国人の就労に関すること。

(11) 障害者の就業に関すること。

第48条の2中第20号を第25号とし、第14号から第19号までを5号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の5号を加える。

(14) 農村型地域運営組織の推進に関すること。

(15) 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関すること。

(16) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

(17) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施の推進に関すること。

(18) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の施行に関すること。

第48条の3に次の1号を加える。

(12) 障害者等の農業に関する活動の環境整備に関すること。

第51条中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号から第19号までを3号ずつ繰り上げる。

第52条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14号中「及び蚕糸業」を削り、同号を同条第13号とする。

第57条の表下水道課の款を次のように改める。

上下水道課	下水道経営班 流域下水道班 下水道設備班 公共下水道班 水道班
-------	---------------------------------

第58条の6第11号中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第63条の見出し中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同条中「下水道課」を「上下水道課」に改め、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関すること。

(4) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）の施行に関すること。

第63条の3の表都市政策課の款中「事務班 都市政策班」を「都市政策班」に改める。

第64条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第65条の2中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関すること（建築指導課の所掌に属するものを除く。）。

第70条第1項中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改める。

第2章第14節中第70条の次に次の1条を加える。

(事務の共同処理)

第70条の2 第5条の3に規定する総務部総務課の事務及び第15条の5に規定する財務部総務課の事務については、総務部総務課及び財務部総務課が共同で処理するものとする。

第71条の表スポーツ推進審議会の項中「県民生活部スポーツ振興課」を「県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課」に改め、同表精神医療審査会の項中「入院の」を「入院又は入院期間の更新の」に改める。

第83条の表神戸県税事務所の項及び姫路県税事務所の項中「自動車税審査・納税証明課」を「自動車税審査課」に改める。

第86条の表龍野健康福祉事務所の項中「生活福祉課 健康管理課」を「生活福祉課」に改める。

第87条の6第1項中「第23号」を「第24号」に改め、第26号を第27号とし、第16号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第15号を削り、第14号を第16号とし、同号の前に次の1号を加える。

(15) 農村型地域運営組織の推進に関すること。

第87条の6第1項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 障害者等の農業に関する活動の環境整備に関すること。

第87条の6第3項中「第23号」を「第24号」に改め、同条第5項の表神戸農林振興事務所の項中「第1項第23号」を「第1項第24号」に改める。

第87条の7第2項中「前条第1項第2号から第24号まで」を「前条第1項第2号から第25号まで」に改める。

第87条の15第3項を削る。

第87条の16第1項の表豊岡土木事務所の項中「まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課」を「まちづくり建築課」に改める。

第104条の3第4号を削る。

第104条の4中「、健康なやみ相談室及び職員診療所」を「及び健康なやみ相談室」に改める。

第130条第2項第5号中「感染症情報センター」を「感染症対策センター」に改める。

第131条の4第1項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、他の児童相談所への相談、調査及び一時保護に関すること（開庁時間以外において行われるものに限る。）。

第131条の4第2項中「並びに他の」を「、他の」に改め、「連絡調整に関する事務」の右に「並びに児童虐待に関する総合調整に関する事務」を加え、同条に次の1項を加える。

3 川西こども家庭センターにおいては、第1項各号に掲げる事務のほか、一時保護施設の管理に関する事務をつかさどる。

第131条の5の表川西こども家庭センターの項中「育成支援課」を「育成支援課 保護第1課 保護第2課」に改める。

第138条の2中「事業課」を「総務事業課」に改める。

第4章第19節の2中第140条の5を第140条の6とし、第140条の2から第140条の4までを1条ずつ繰り下げ、同章第19節中第140条の次に次の1条を加える。

(内部組織)

第140条の2 県立知的障害者更生相談所に、総務事業課を置く。

第377条の表元町プロジェクト室長の項職名の欄中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改め、同項組織の欄及び職務の欄中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改める。

第378条の表次長の項の次に次のように加える。

次長（林政改革担当）	農林水産部	分収林事業の対応等に関する事務を担当する。
------------	-------	-----------------------

第378条の表主任保健医療専門員又は保健医療専門員の項の次に次のように加える。

主任監察医務専門員又は監察医務専門員	医務課	監察医務に関する事務を処理する。
主任歯科口腔専門員又は歯科口腔専門員	健康増進課	歯及び口腔の健康づくりに関する事務を処理する。

第384条の表主任文化専門員又は文化専門員の項の次に次のように加える。

主任産業観光専門員又は産業観光専門員	県民躍動室	地域産業の振興及び観光振興に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任環境専門員又は環境専門員	県民躍動室	地域の環境保全に関する事務その他の担当事務を処理する。

第384条の表主任食品安全専門官又は食品安全専門官の項中「主任食品安全専門官又は食品安全専門官」を「主任衛生安全専門官又は衛生安全専門官」に改め、「の安全」の右に「及び環境衛生」を加える。

第386条第3項の表職員診療所長の項を削る。

第387条第1項の表こども総括監の項を削り、同表参事の項の次に次のように加える。

医療参事	中央こども家庭センター、川西こども家庭センター、県立身体障害者更生相談所及び精神保健福祉センター	中央こども家庭センター、川西こども家庭センター、県立身体障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの医療に関する事務を処理する。
------	--	---

第387条第1項の表主任消費生活専門員又は消費生活専門員の項の次に次のように加える。

主任企画啓発専門員又は企画啓発専門員	男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成のための企画及び啓発に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------------	------------	---

第387条第1項の表企画指導専門員の項の次に次のように加える。

児童支援専門員	県立明石学園	児童の自立支援に関する事務を処理する。
---------	--------	---------------------

附則第2条第1項の表元町プロジェクト室の項中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改め、同表元町再開発課の項中「元町再開発課」を「新庁舎企画課」に改め、同表デジタル改革課の項を削り、同条第2項の表職名の項の次に次のように加える。

次長（林政改革担当）	農林水産部	令和9年3月31日
------------	-------	-----------

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、浄水場長」を削る。

第2条第2号中「及び主幹」を「、主幹及び看護人材育成専門員」に改める。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、浄水場長」を削る。

第2条第2号中「主幹」の右に「、看護人材育成専門員」を加え、同条第3号中「栄養指導専門員」の右に「、健康管理専門員、業務支援専門員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（公有財産規則の一部改正）

2 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。

（兵庫県流域下水道事業財務規則の一部改正）

3 兵庫県流域下水道事業財務規則（平成30年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表土木部の企業出納員に充てられる職の款中「土木部下水道課経営管理班長」を「土木部上下水道課下水道経営班長」に改める。

（公文書管理規則の一部改正）

4 公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改め、同条第3号中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。

（公印規程の一部改正）

第2条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改め、同条第2項中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。

（法制審議会規程の一部改正）

第3条 法制審議会規程（昭和38年兵庫県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表総務部総務課長の項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に、「総務部総務課企画班長」を「総務部・財務部総務課企画班長」に改め、同表財務部総務課長の項を削る。

（入札参加者審査会規程の一部改正）

第4条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2土木部会の項中「土木部下水道課長」を「土木部上下水道課長」に改め、同表企業部会の項中「企業庁水道課長

企業庁水道課水道企画官」

を

「企業庁水道課長」

に改める。

（出納局決裁規程の一部改正）

第5条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第2項中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第6条 執務環境規程（昭和49年兵庫県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条第1項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第7条 情報管理規程（昭和51年兵庫県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第8条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表長期ビジョン審議会の項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に、

「企画部計画課長」

財務部総務課長 |

を

「企画部計画課長」

に改め、同表防災会議の項中

「総務部総務課長

企画部総務課長

財務部総務課長 |

を

「総務部・財務部総務課長」

企画部総務課長

に改め、同表国民保護協議会の項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に、

「企画部総務課長」

財務部総務課長 |

を

「企画部総務課長」

に改め、同表環境審議会の項中「土木部下水道課長」を「土木部上下水道課長」に改め、同表産業立地審議会の項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に改め、同表都市計画審議会の項中「土木部下水道課長」を「土木部上下水道課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫縣知事 齋藤元彦

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「元町プロジェクト室長」を「県庁舎整備プロジェクト室長」に改める。

第6条第2項第14号中「元町プロジェクト室」を「県庁舎整備プロジェクト室」に改める。

第9条第3項中「総務部総務課長」を「総務部・財務部総務課長」に改め、「、財務部総務課長」を削る。

別表第1 県民生活部の部芸術文化課の項を削り、同部くらし安全課の項部長専決事項の欄に1及び2を削り、3を1とし、4から11までを2から9までとし、同項の次に次のように加える。

特殊詐欺等対策課		1 客引き行為等の防止に関する条例（平成27年兵庫県条例第5号）第7条第1項、第3項又は第6項の規定に基づき、客引き行為等を禁止する地区を指定し、変更し、又は解除すること。 2 客引き行為等の防止に関する条例第11条の規定に基づき、同条例第9条第3項の規定による命令に違反した者又は同条例第10条第1項の規定による立入りを拒んだ者等の氏名等を公表すること。	
----------	--	--	--

別表第1 県民生活部の部男女青少年課の項の次に次のように加える。

芸術文化課		兵庫県文化賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	
-------	--	-----------------------------	--

別表第1 保健医療部の部薬務課の項部長専決事項の欄70中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第18条」を「第12条の6第1項」に、「大麻取扱者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「取り消す」を「取り消し、又は大麻草の栽培の中止を命ずる」に改め、同部生活衛生課の項部長専決事項の欄中15から24までを削り、25を15とし、26から44までを16から34までとし、同表産業労働部の部地域経済課の項部長専決事項の欄11中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「流通業務総合効率化法」を「物資流通効率化法」に改め、同欄12及び13中「流通業務総合効率化法」を「物資流通効率化法」に改め、同部労政福祉課の項部長専決事項の欄16から18までを削り、同欄19を同欄16とし、同部能力開発課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

12 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第27条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを指定すること。

13 障害者雇用促進法第31条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターに対し、監督上必要な命令をすること。

14 障害者雇用促進法第32条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消すこと。

別表第1 農林水産部の部総合農政課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

4 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第2項の規定に基づき、振興山村の指定を主務大臣に申請すること。

5 山村振興法第8条第1項の規定に基づき、山村振興計画に係る協議に応じ、同意をすること。

別表第1 農林水産部の部総合農政課の項部長専決事項の欄中13を16とし、14から28までを17から31までとし、12の次に次のように加える。

13 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第4条第8項の規定に基づき、基盤整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

14 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条第1項又は第8項の規定に基づき、棚田地域振興計画を定め、又は変更すること。

15 棚田地域振興法第7条第1項又は第6項の規定に基づき、指定棚田地域の指定又は指定の解除を主務大臣に申請すること。

別表第1 農林水産部の部農地整備課の項知事決裁事項の欄5及び6を削り、同項部長専決事項の欄15から17までを削り、同表土木部の部下水道課の項課名の欄中「下水道課」を「上下水道課」に改め、同項部長専

決事項の欄に次のように加える。

- 12 水道法（昭和32年法律第177号）第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。
- 13 水道法第30条第1項の規定に基づき、水道用水供給事業の給水対象又は給水量の増加等の変更を認可すること。
- 14 水道法第31条において準用する同法第11条の規定に基づき、水道用水供給事業の休止又は廃止を許可すること。
- 15 水道法第35条第1項の規定に基づき、水道事業（地方公共団体が経営するものに限る。）又は水道用水供給事業の認可を取り消すこと。
- 16 水道法第36条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者による施設の改善を命じ、又はその水道技術管理者の変更を勧告すること。
- 17 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者による給水の停止を命ずること。
- 18 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道用水の緊急応援を命ずること。
- 19 水道法第41条の規定に基づき、その事業の合理化を勧告すること。
- 20 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。
- 21 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。
別表第1 まちづくり部の部都市計画課の項部長専決事項の欄に110から125までを削り、126を110とし、127から138までを111から122までとし、同部住宅政策課の項部長専決事項の欄に次のように加える。
- 23 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、マンション建替組合の設立の認可をすること。
- 24 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第4項の規定に基づき、マンション建替組合の解散の認可をすること。
- 25 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第45条第1項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可をすること。
- 26 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第54条第1項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の廃止又は終了の認可をすること。
- 27 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第57条第1項の規定に基づき、権利変換計画の認可をすること。
- 28 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第98条第4項の規定に基づき、マンション建替組合の設立の認可を取り消すこと。
- 29 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第2項の規定に基づき、個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可を取り消すこと。
- 30 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第110条第1項の規定に基づき、決議特定要除却認定マンションの買受計画の認定をすること。
- 31 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第120条第1項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可をすること。
- 32 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散の認可をすること。
- 33 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条第1項の規定に基づき、分配金取得計画の認可をすること。
- 34 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第161条第4項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立の認可を取り消すこと。
- 35 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項の規定に基づき、敷地分割組合の設立の認可をすること。
- 36 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第186条第4項の規定に基づき、敷地分割組合の解散の認可をすること。
- 37 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第190条第1項の規定に基づき、敷地権利変換計画の認可をすること。
- 38 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第214条第4項の規定に基づき、敷地分割組合の設立の認可

を取り消すこと。

別表第1 まちづくり部の部建築指導課の項部長専決事項の欄2中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄309の2中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同欄309の4中「麻薬診療」を「麻薬診療施設」に改め、同欄319中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に、「大麻取扱者等」を「大麻草栽培者等」に、「大麻を」を「大麻等を」に改め、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄30を次のように改める。

30 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄13を次のように改める。

13 農地及び採草放牧地において行われる行為が、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土等規制法」という。)第2条第3号の盛土その他の土地の形質の変更に該当しない通常の営農行為であるかについて必要な助言をすること(政令市、中核市及び宅地造成等に関する工事の許可等の事務を処理する市町に係るものを除く。)

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄31中「農薬取締法」の右に「(昭和23年法律第82号)」を加え、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄11中「県有地と」を「県有地を管理し、」に改め、同欄61の次に次のように加える。

61の2 道路法第92条第1項の規定に基づき、不用物件を管理すること。

61の3 道路法第92条第4項の規定に基づき、不用物件を交換すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄127中「廃川敷地」を「廃川敷地等」に改め、同欄127の次に次のように加える。

127の2 河川法第92条の規定に基づき、廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄378中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「改正前の宅地造成等規制法」という。)第8条第1項」を「盛土等規制法第12条第1項」に改め、「基づき、」の右に「宅地造成等に関する」を加え、同欄378の次に次のように加える。

378の2 盛土等規制法第12条第4項(盛土等規制法第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町長に通知すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄379中「改正前の宅地造成等規制法第11条(改正前の宅地造成等規制法第12条第3項)を「盛土等規制法第15条第1項(盛土等規制法第16条第3項)に改め、「都道府県」の右に「、指定都市若しくは中核市」を、「行う」の右に「宅地造成等に関する」を加え、同欄380中「改正前の宅地造成等規制法第12条第1項」を「盛土等規制法第16条第1項」に改め、「基づき、」の右に「宅地造成等に関する」を加え、同欄381中「改正前の宅地造成等規制法第12条第2項」を「盛土等規制法第16条第2項」に改め、同欄382中「改正前の宅地造成等規制法第13条第1項」を「盛土等規制法第17条第1項」に改め、「基づき、」の右に「宅地造成又は特定盛土等に関する」を加え、同欄382の次に次のように加える。

382の2 盛土等規制法第17条第4項の規定に基づき、土石の除却について工事の確認をすること。

382の3 盛土等規制法第18条第1項の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査をすること。

382の4 盛土等規制法第19条第1項の規定に基づき、工事の実施の状況等に関する定期の報告を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄383中「改正前の宅地造成等規制法第14条第1項」を「盛土等規制法第20条第1項」に改め、「基づき、」の右に「宅地造成等に関する」を加え、同欄384中「改正前の宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで」を「盛土等規制法第20条第2項から第4項まで」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同欄384の次

に次のように加える。

384の2 盛土等規制法第20条第5項(盛土等規制法第23条第3項又は第47条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、自ら災害防止措置を講じ、及び当該災害防止措置に要した費用を徴収することがあること等を公告すること。

384の3 盛土等規制法第20条第6項(盛土等規制法第23条第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄385中「改正前の宅地造成等規制法第15条」を「盛土等規制法第21条第1項」に改め、「基づき、」の右に「宅地造成等に関する」を加え、同欄385の次に次のように加える。

385の2 盛土等規制法第21条第2項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町長に通知すること。

385の3 盛土等規制法第21条第3項の規定に基づき、擁壁等に関する工事等に着手する旨の届出を受理すること。

385の4 盛土等規制法第21条第4項の規定に基づき、公共施設用地の転用に係る届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄386中「改正前の宅地造成等規制法第16条第2項」を「盛土等規制法第22条第2項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同欄387中「改正前の宅地造成等規制法第17条第1項及び第2項」を「盛土等規制法第23条第1項及び第2項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に改め、同欄388中「改正前の宅地造成等規制法第18条第1項(改正前の宅地造成等規制法第23条)」を「盛土等規制法第24条第1項(盛土等規制法第48条)」に、「当該宅地」を「当該土地」に改め、「立ち入り、」の右に「当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する」を加え、同欄389中「改正前の宅地造成等規制法第19条(改正前の宅地造成等規制法第23条)」を「盛土等規制法第25条(盛土等規制法第48条)」に改め、「基づき、」の右に「当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する」を加え、同欄389の次に次のように加える。

389の2 盛土等規制法第27条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。

389の3 盛土等規制法第27条第2項(盛土等規制法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町長に通知すること。

389の4 盛土等規制法第27条第3項(盛土等規制法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。

389の5 盛土等規制法第27条第4項(盛土等規制法第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置をとることを命ずること。

389の6 盛土等規制法第28条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出を受理すること。

389の7 盛土等規制法第30条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可すること。

389の8 盛土等規制法第30条第4項(盛土等規制法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町長に通知すること。

389の9 盛土等規制法第34条第1項(盛土等規制法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について協議に応ずること。

389の10 盛土等規制法第35条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更を許可すること。

389の11 盛土等規制法第35条第2項の規定に基づき、軽微な変更の届出を受理すること。

389の12 盛土等規制法第36条第1項の規定に基づき、特定盛土等に関する工事の完了検査をすること。

389の13 盛土等規制法第36条第4項の規定に基づき、土石の除却について工事の確認をすること。

389の14 盛土等規制法第37条第1項の規定に基づき、特定盛土等に関する工事の中間検査をすること。

389の15 盛土等規制法第38条第1項の規定に基づき、工事の実施の状況等に関する定期の報告を受理すること。

389の16 盛土等規制法第39条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を取り消すこと。

389の17 盛土等規制法第39条第2項から第4項までの規定に基づき、工事の施行の停止を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は特定盛土等若しくは土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置をとることを命ずること。

389の18 盛土等規制法第39条第5項（盛土等規制法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自ら災害防止措置を講じ、及び当該災害防止措置に要した費用を徴収することがあること等を公告すること。

389の19 盛土等規制法第39条第6項（盛土等規制法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。

389の20 盛土等規制法第40条第1項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の届出を受理すること。

389の21 盛土等規制法第40条第2項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町長に通知すること。

389の22 盛土等規制法第40条第3項の規定に基づき、擁壁等に関する工事等に着手する旨の届出を受理すること。

389の23 盛土等規制法第40条第4項の規定に基づき、公共施設用地の転用に係る届出を受理すること。

389の24 盛土等規制法第41条第2項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。

389の25 盛土等規制法第42条第1項及び第2項の規定に基づき、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置をとることを命ずること。

389の26 盛土等規制法第43条第1項の規定に基づき、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させること（立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。

389の27 盛土等規制法第44条の規定に基づき、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況についての報告を徴すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄390中「改正前の宅地造成等規制法第21条第2項」を「盛土等規制法第46条第2項」に改め、「宅地造成」の右に「又は特定盛土等」を加え、同欄391中「改正前の宅地造成等規制法第22条第1項及び第2項」を「盛土等規制法第47条第1項及び第2項」に改め、同欄391の次に次のように加える。

391の2 盛土等規制法第50条の規定に基づき、市町長からの申出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄392中「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条」に改め、「宅地造成工事の許可に関する」を削り、同欄392の次に次のように加える。

392の2 使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部(5)の款に規定する台帳記載事項証明書を交付すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄394を削り、同欄395中「改正前の宅地造成工事規則第7条」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事の規制等に関する規則（昭和37年兵庫県規則第40号。以下「宅地造成等工事規則」という。）第9条第2項」に、「中止等」を「中止」に改め、同欄395を同欄394とし、同欄394の次に次のように加える。

395 宅地造成等工事規則第9条第3項の規定に基づき、工事の再開の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄396中「改正前の宅地造成工事規則第8条」を「宅地造成等工事規則第9条第4項」に、「一部について完了検査をする」を「廃止の届出を受理する」に改め、同欄445の次に次のように加える。

445の2 建築基準法第18条第18項の規定に基づき、確認済証等を交付した旨の報告を受理すること。

445の3 建築基準法第18条第19項の規定に基づき、建築関係規定に適合しない旨の通知をすること。

445の4 建築基準法第18条第27項の規定に基づき、完了検査の結果の報告を受理すること。

445の5 建築基準法第18条第36項の規定に基づき、中間検査の結果の報告を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄446中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同欄446の次に次のように加える。

446の2 建築基準法第18条第39項の規定に基づき、仮使用の認定をした旨の報告を受理すること。

446の3 建築基準法第18条第40項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準に適合しない旨を通知すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄447中「第18条第25項」を「第18条第41項」に改め、同欄452の2の次に次のように加える。

452の3 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第4項第2号の規定に基づき、同号の許可を受けた学校である建築物の用途を変更することにより当該建築物が地域住宅団地再生事業計画に記載された基本的な方針に適合することとなる建築物について、住宅団地再生を図るためにやむを得ず、かつ、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄496、623及び636中「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加え、同項県民局長専決事項の欄59から61までを削る。

別表第2消費生活総合センター所長の項専決事項の欄3中「第29条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第5項の規定に基づき、入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じること。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫縣知事 齋藤元彦

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令

職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第2号中「様式第5号」を「様式第4号」に、「観察報告書（様式第6号）」を「療養状況等報告書（様式第5号）」に改める。

第30条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に、同条第2項中「病状経過報告書（様式第8号）」を「診断書（様式第4号）」に改める。

第31条各号列記以外の部分中「様式第9号」を「様式第7号」に、同条第1号中「様式第10号」を「様式第8号」に、同条第2号中「診断書（様式第11号）」を「療養状況等報告書（様式第5号）及び診断書（様式第9号）」に改める。

第32条第1項中「復職者等状況報告書（様式第12号）」を「療養状況等報告書（様式第5号）」に改める。
様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第27条、第30条関係）

秘

診 断

書（療養開始・療養継続・経過観察）

所 属 名		職 名	
氏 名		生年月日	年 月 日生（ 歳）
住 所			
病 名			
初 診 年 月 日	年 月 日		
既 往 歴			
現 病 歴			
初 診 時 所 見 及 び 経 過			
使 用 薬 剤			
将 来 の 見 込 み			
そ の 他 参 考 事 項			
上記のとおり診断します。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医 師 氏 名			

（用紙の大きさ 日本産業規格A列4番）

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第27条、第31条、第32条関係）

秘

第 号
年 月 日

兵庫県知事 様

所属長

療養状況等報告書

職員安全健康管理規程第 条の規定により、次のとおり報告します。

所属・職名				ふりがな 氏名 生年月日	【職員番号】 年 月 日生（ 歳）	
職種						
採用年月日		年 月 日		病名		
家族状況 (構成・健康状態)					療養場所	緊急連絡先 (続柄)
療養歴	過去	有・無				
	今回	(イ)年休 (ロ)病休 (ハ)休職 (ニ)出勤承認日 月 日～ 病休通算 年 月 日 休職通算 年 月 日				
本人の生活史						
発病からの経緯及び経過						
最近の状況	面談等	実施日： ①面談等対応者： ②手段：				
	最近（1箇月）の状況	療養状況等				
		日常生活の状況				
		精神・身体状況等				
療養に関する意見等	本人の意向			主治医の意見		
	所属の意見					
	復帰時の配慮					
その他特記事項						

様式第 6 号を削り、様式第 7 号を様式第 6 号とする。

様式第 8 号を削り、様式第 9 号を様式第 7 号とする。

様式第10号を様式第 8 号とする。

様式第11号及び様式第12号を削り、様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第9号（第31条関係）

秘 診 断 書（出勤・復職）

所 属 名		職 名	
氏 名		生年月日	年 月 日生（ 歳）
住 所			
病 名			
初 診 年 月 日	年 月 日		
既 往 歴			
現 病 歴			
初 診 時 所 見 及 び 経 過			
原 因	内 因 性 ・ 外 因 性 ・ 心 因 性		
使 用 薬 剤			
転 帰	1 完全寛解 2 社会的寛解 3 軽 快		
出勤（復職）の 可 能 日	年 月 日から出勤（復職）可		
そ の 他 参 考 事 項			
上記のとおり診断します。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医 師 氏 名			

（用紙の大きさ 日本産業規格A列4番）

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の職員安全健康管理規程の様式については、この訓令の施行の際現に残存する改正前の職員安全健康管理規程の様式(以下「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。

告

示

兵庫県告示第306号の2

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

- 第1条 平成13年兵庫県告示第548号の4(保健所副所長等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

本則の表龍野保健所課長の項中「龍野健康福祉事務所健康管理課長、地域保健課長」を「龍野健康福祉事務所地域保健課長」に改める。

- 第2条 平成16年兵庫県告示第476号の5(本庁の課に置く官並びに県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程)の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く官の部総務部の款中

「

秘書広報室	秘書課	広報調整官
		政策調整官
	広報広聴課	メディア推進官
		広聴官
市町振興課		市町連携推進官

」

を

「

秘書広報室	広報広聴課	広聴官
-------	-------	-----

」

に改め、同部企画部の款中

「

SDGs推進課		プロジェクト推進専門官
万博推進局	フィールドパビリオン推進課	プロモーション専門官
デジタル戦略課		デジタル専門官
デジタル改革課		システム企画官
		デジタル専門官
統計課		統計分析官

」

を

「

デジタル戦略課		デジタル専門官
デジタル改革課		システム企画官
		デジタル専門官

」

に改め、同部県民生活部の款中

くらし安全課	特殊詐欺対策官
	交通安全官
スポーツ振興課	スポーツ推進調整官
	マラソン担当官

を

くらし安全課		交通安全官
文化スポーツ局	スポーツ振興課	スポーツ推進調整官
		ワールドマスターズゲームズ推進官
		マラソン担当官

に改め、同部保健医療部の款総務課の項を削り、同部土木部の款用地課の項の次に次のように加える。

上下水道課	上下水道調整官
-------	---------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部阪神北県民局の款伊丹健康福祉事務所の項を削り、同表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部地方機関名の項の次に次のように加える。

中央こども家庭センター	医療参事
川西こども家庭センター	医療参事

別表県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の部県立身体障害者更生相談所の項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター	医療参事
------------	------

第3条 平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

本則の表総務部総務課出納員の款中「総務部総務課出納員」を「総務部・財務部総務課出納員」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。